

○放送法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
電氣通信事業法等の一部を改正する法律(平成二七・五・二)
二法二六、本則三条(平成一八・五・二)施行

(提供条件の説明)

第五〇条 有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「有料放送事業者等」という)は、有料放送の役務の提供を受けようとする者と有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該有料放送の役務に関する料金の他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

第五〇条の二・第五〇条の三 改正により追加

(苦情等の処理)

第五一条 有料放送事業者及び次条第二項に規定する有料放送管理事業者は、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む。第百五十六條第四項において同じ)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

第五一条の二・第五一条の三 改正により追加

(有料放送管理業務の届出)

第五二条 ① 有料放送の提供に関し、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信できないようになすことを行う業務(以下「有料放送管理業務」という)を行うおとする者(総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行うものに限る)は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

② (略)

(変更命令等)

第五六条 ① (略)
③ 総務大臣は、有料放送事業者等が第百五十条の規定に違反し

たときは当該有料放送事業者等に対し、又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者が第百五十一條の規定に違反したときは当該有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができ、(略)

④ (略)

資料の提出

第七七条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

(電波監理審議会への諮問)

第七九条 ① (往書略)
第一九十一條第一項若しくは第四項の規定による基幹放送普及計画の制定若しくは変更又は第百十六條の二第一項の規定による指定放送対象地域の指定
第二二条第二十四号(基幹放送局設備)、同条第三十一号(特定役員)、同条第三十二号(支配関係)、第九十三條第一項第四号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準)、同条第四項(基幹放送の業務の認定の申請期間)、第九十七條第一項ただし書(基幹放送に係る概観の変更)、第百十三條第一項(基幹放送設備の技術基準)、第百十三條第二項若しくは第百二十二條若しくは第百三十三條(報告を要する重大事故の基準)、第百二十六條第一項ただし書(登録を要しない一般放送)、第百三十六條第一項(一般放送の業務の登録に係る電波通設備の技術基準)、第百五十條(有料放送の役務の提供条件の説明)、第百六十二條第一項の規定により読み替えて適用する第九十三條第一項第四号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準の特例)、第百六十二條第一項の規定により読み替えて適用する第九十三條第一項第四号ハ、認定放送持株会社に係る特例)又は第百六十四條第一項(保有基準割合)の規定による総務省令の制定又は改廃

② (略)